

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

- 1、計画を策定した日 令和4年4月1日
- 2、計画の策定内容 ア、出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
イ、所定外労働の削減のための措置の実施
ウ、年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- 3、数値目標 ア、100%再雇用を目指す
イ、必要不可欠な所定外労働以外は20%削減を目指す
ウ、令和3年度の取得率は全体平均約68%、
令和4年度は全体平均70%取得を目指す

4、行動計画の計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

5、行動計画の内容について

《取組》 ア、イ、ウともに労働者への周知の方法等を具体的に計画した。

- ① 理事長並びに各園の園長への計画の内容の周知
 - ・定例の園長会にて、行動計画の内容について共通の認識と理解を促し、各園での職員の要望等を会議で報告し、行動計画を実施実行できるように、法人全体で進めて行く。
- ② 各園において、園長、副園長、主任及び主幹保育教諭又は、責任者が、職員の要望・希望を随時、把握し、園長に報告をし、園長は理事長に報告をすること。
- ③ 職員間での周知の方法としては、採用時の雇用契約締結時に行動計画の内容を説明する。また、2学期、3学期の始まる段階のミーティング等で、内容の確認と、各個人の要望・希望を確認する。
- ④ 規程をいつでも閲覧できる場所（事務所内）に設置し、誰でも確認閲覧が出来るような体制を整える。